【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年７月１日
【会社名】	八千代工業株式会社
【英訳名】	Yachiyo Industry Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　辻井 元
【本店の所在の場所】	埼玉県狭山市柏原393番地
【電話番号】	04－2955－1211（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長　水谷 泰之
【最寄りの連絡場所】	埼玉県狭山市柏原393番地
【電話番号】	04－2955－1211（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長　水谷 泰之
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜１丁目８番16号）

1【提出理由】

平成25年６月25日開催の当社第60回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年６月25日

(2) 当該決議事項の内容

〈会社提案（第１号議案から第７号議案まで）〉

第１号議案 剰余金の処分の件

(1) 剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金　200,000,000円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

(2) 期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金10円　総額240,135,620円

剰余金の配当が効力を生ずる日　平成25年６月26日

第２号議案 取締役６名選任の件

取締役として、辻井元、板井一良、並木明、本告次男、太田康及び朝吹和博を選任する。

第３号議案 監査役２名選任の件

監査役として、山室惠及び村松昌信を選任する。

第４号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任する。

第５号議案 第60期取締役賞与支給の件

取締役賞与として、当期末時の取締役６名のうち、当社子会社の取締役を兼務し、同社より賞与の支給予定の取締役１名を除く取締役５名に対し総額14,194,000円を支給する。

また、各取締役に対する金額は、取締役会の決議に一任する。

第６号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬枠を月額から年額に変更するとともに、取締役に対する賞与を報酬枠内で支給することとして、取締役の報酬額を各事業年度を対象とする年額３億6,000万円以内とする。

第７号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬枠を月額から年額に変更するとともに、監査役の報酬額を各事業年度を対象とする年額9,300万円以内とする。

〈株主提案（第８号議案及び第９号議案）〉

第８号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションを導入する件

取締役に対して、2,500円で購入義務を負うストックオプションを導入する。

第９号議案 自己株式取得の件

最低でもＰＢＲ１倍まで自社株買いを実施する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権個数　　240,120個

当日出席を含めた議決権行使個数　207,207個

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率	決議結果
第１号議案	206,863	366	4	99.82%	可決
第２号議案					
辻井 元	203,533	3,696	4	98.21%	可決
板井 一良	206,465	764	4	99.63%	可決
並木 明	205,915	1,314	4	99.36%	可決
本告 次男	205,905	1,324	4	99.36%	可決
太田 康	205,903	1,326	4	99.36%	可決
朝吹 和博	206,462	767	4	99.63%	可決
第３号議案					
山室 惠	206,898	331	4	99.84%	可決
村松 昌信	206,384	845	4	99.59%	可決
第４号議案	206,903	326	4	99.84%	可決
第５号議案	206,043	1,186	4	99.43%	可決
第６号議案	193,615	3,364	10,254	93.43%	可決
第７号議案	205,440	1,789	4	99.13%	可決
第８号議案	6,664	200,543	26	3.22%	否決
第９号議案	17,271	189,938	24	8.33%	否決

（注１）第１号議案及び第４号議案から第９号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成により可決されます。

（注２）第２号議案及び第３号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成により可決されます。

（注３）棄権個数には無効を含みます。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した（株主提案については会社法上否決されることが明らかになった）ため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。